平成23年 1月 6日 I S 教授会決定 平成26年 9月11日

大学院情報システム学研究科(以下「研究科」という。)を担当する教員(以下「研究 科担当教員」という。)の資格審査に関しては、この申合せによるものとする。

- 1 研究科担当教員の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 博士後期課程の研究指導及び講義担当資格(以下、「D@ という。)
 - (2) 博士後期課程の研究指導の補助及び講義担当資格(以下、「D合」という。)
 - (3) 博士後期課程の講義担当資格(以下、「D可」という。)
 - (4) 博士前期課程の研究指導及び講義担当資格(以下、「M@」という。)
 - (5) 博士前期課程の研究指導の補助及び講義担当資格(以下、「M合」という。)
 - (6) 博士前期課程の講義担当資格(以下、「M可」という。)
- 2 教授の採用時の資格は、原則D合・M⑥とし、D⑥については個別に審査する。
- 3 准教授及び講師(以下、「准教授等」という。)の採用時の資格は、原則D合・M⑥ 合とし、D⑥については個別に審査する。
- 4 助教の採用時の資格は、原則M合とし、M@以上の資格については個別に審査する。
- 5 資格審査を行う必要が生じた場合、当該教員の所属する専攻長の要請又はD@の資格 を有する教員2人以上の発議を受け、大学院情報システム学研究科長(以下、「研究科 長」という。)は、特別教授会に報告するものとする。
- 6 特別教授会は、研究科長の報告を受け、当該資格審査を行うための審査委員会を設け る。
- 7 審査委員会は、D@の資格を有する教授のうち、当該専攻から1人以上を含む5人の 教授で構成する。ただし、同一専攻から指名される委員の数は2人以内とする。
- 8 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 9 審査委員会は、当該審査の経過及び結果を特別教授会及び教授会に報告する。
- 10 教授会は、審査委員会で審査された候補者について、投票により議決する。
- 11 9及び10の場合の教授会の構成員は、候補者が、教授又はその予定者の場合は教授会 構成員中のD@の資格を有する教授のみ、准教授等及び助教又はその予定者の場合は教 授会構成員中のD@の資格を有する教授及び准教授等とする。
- 12 D可及びM可の資格審査については、本学の教育研究職員が特に研究科の講義担当を 行う必要がある場合に行う。この場合における教授会については、前項中「D@の資格 を有する教授のみ」とあるのは「教授のみ」と、「D@の資格を有する教授及び准教授 等」とあるのは「教授及び准教授等」と読み替えるものとする。

附則

この申合せは、平成23年1月6日から施行する。 附 則 この申合せは、平成26年9月11日から施行する。